

平成 23 年

第 2 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する
条例の一部改正について

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 30 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する
条例の一部を改正する条例

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例（平
成 5 年函館市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に定める」を「第 36 条に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

景観形成指定建築物等の保全のための修理に要する経費を基金による
補助の対象に加えることとするため